



2025年4月25日

各位

会社名 株式会社モリタホールディングス
代表者名 代表取締役 社長執行役員 金岡 真一
(コード番号 6455 東証プライム)
問合せ先 取締役 常務執行役員 グループコーポレート本部長 村井 信也
(TEL 06-6208-1910)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年6月20日開催予定の第92回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- 当社は、従来からコーポレートガバナンスを経営上の重要な課題と捉えて、必要な体制の強化に努めてまいりました。このたび、さらなる経営体制の強化、充実を図るため、現行定款第16条にて定められた取締役の定員9名以内から、12名以内に変更を行うものであります。
- 経営環境の変化に迅速に対応した経営体制構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役に役付取締役として、新たに取締役副会長を定めることができる旨を現行定款第19条に追加するものであります。
- 経営の監督機能の維持・向上及び運営の柔軟性を確保するため、現行定款第22条にて定められた取締役会の招集権者及び議長について変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(取締役の定員) 第16条 当社は取締役 <u>9名</u> 以内を置く。	(取締役の定員) 第16条 当社は取締役 <u>12名</u> 以内を置く。
(代表取締役、役付取締役及び最高経営責任者) 第19条 当社を代表する取締役は取締役会の決議によって選定する。 2. 取締役会の決議をもって、取締役中より会長及び社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 3. 取締役会の決議をもって、代表取締役中より最高経営責任者(CEO)1名を選定することができる。	(代表取締役、役付取締役及び最高経営責任者) 第19条 当社を代表する取締役は取締役会の決議によって選定する。 2. 取締役会の決議をもって、取締役中より会長及び社長各1名、 <u>副会長</u> 、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 3. 取締役会の決議をもって、代表取締役中より最高経営責任者(CEO)1名を選定することができる。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、先順序の代表取締役</u>が取締役会を招集し、議長となる。代表取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき、あらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 前項の取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年6月20日(予定)

定款変更の効力発生日 2025年6月20日(予定)

以上